

538,300	514,600	490,900	467,200	ウ	クニア	730,000	710,000
670,000	647,600	614,000	558,000			502,000	446,000
334,000	ウ	クニア	720,000			690,000	655,400
546,300	491,800	437,200	393,600			371,800	350,000
	940,000	920,000	872,000			846,300	807,800
563,800	538,200	512,500	486,800	ウ	クニ民主共和国	910,000	880,000
840,100	815,700	779,100	718,100			657,100	596,100
474,100	ウ	クニ	730,000			710,000	670,000
558,000	502,000	446,000	401,200			378,800	356,400
	720,000	690,000	655,400			633,600	600,800
393,600	371,800	350,000	328,200	ウ	クニ	909,700	812,600
1,201,000	1,162,200	1,103,900	1,006,800			909,700	812,600
618,400	ウ	クニ	1,170,000			1,140,000	1,075,300
906,200	821,700	737,200	669,500			635,700	601,900
							568,100

附則  
この政令は、令和二年十一月一日から施行する。

外務大臣 茂木 敏充  
内閣総理大臣 菅 義偉

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第一項第一号ハ及び第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令（平成二十八年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表国土交通省の項第二号中「東京都千代田区大手町一丁目三番四号」を「東京都港区虎ノ門三丁目六番九号」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この政令は、令和二年十一月二十四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)  
2 この政令による改正後の第一条の表国土交通省の項第二号に掲げる庁舎に係る重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定による指定、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による告示は、この政令の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)  
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百十八号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(児童扶養手当法施行令の一部改正)

第一条 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第一項中「次条第一項」を「第六条の五第一項及び第二項第六号、第六条の六第一項並びに第六条の七」に改め、同条第二項第二号中「方まで」を「リまで」に改め、同号イを削り、同号ロ中「船員保険法附則第五条第四項」を「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）次条第三号及び第六条の五第二項第二号イにおいて「平成二十二年改正前船員保険法」という。附則第十項」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハを削り、同号ニ中「労働者災害補償保険法」の下に「昭和二十二年法律第五十号」を加え、同号二を同号ロとし、同号中ホを削り、ヘをハとし、トを削り、チをニとし、リを削り、同号又中「附則第十四項」を「昭和二十六年法律第九十一号）附則第十四項（他の法律において準用する場合を含む。第六条の五第二項第二号ホにおいて同じ。）」に改め、同号又を同号ホとし、同号ル中「附則第五条の三第三項」を「附則第六条第三項」に、「障害補償年金」を「遺族補償年金」に改め、同号ルを同号へとし、同号ヲ中「附則第六条第三項 同項に規定する遺族補償年金」を「第六十九条第一項の規定に基づく条例の規定 当該条例の規定に基づき支給される遺族補償年金に相当する補